

生活のいろいろな面で まだ差別や格差が残っています

8回にわたって 生活実態を調査

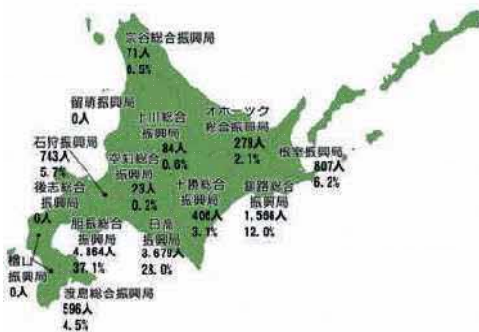
北海道は、アイヌの人たちの生活の実態を把握するため、昭和47・54・61・平成5・11・18・25・29年の8回にわたって「アイヌ生活実態調査」を行いました。

その結果、アイヌの人たちと道民一般との格差は改善の傾向を示しているものの、生活保護率や大学進学率などにおいて、いまだに格差が見られることがわかりました。

平成29年の調査の結果は次のようになっています。

なお、調査の対象としたアイヌの人たちの人数は1万3,118人ですが、これは、道内におけるアイヌの人たちの全数とはなっていません。

■総合振興局・振興局別の調査対象者と構成比

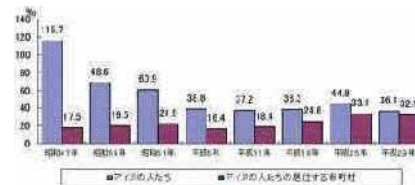


生活保護を受けている人は 居住市町村全体の約1.1倍

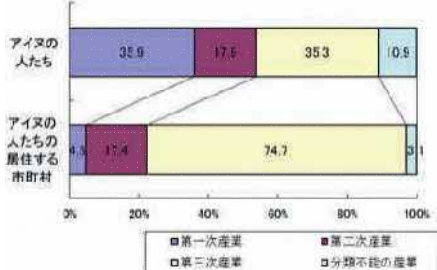
働いている人の35.9%が農業・漁業などの第一次産業につき、中小企業を営んでいる人も合わせて経営規模は零細です。

また、アイヌ居住市町村の住民全体と比較した場合、生活保護を受けている人の割合は約1.1倍となっています。

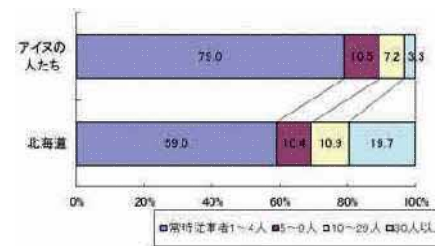
■生活保護の状況 保護率(人口1,000人中保護を受けている人の割合)



■就業者の状況 (15歳以上の産業別就業者の比率)



■商工業の状況 (常時従業者規模別事業所の比率)



■大学進学率

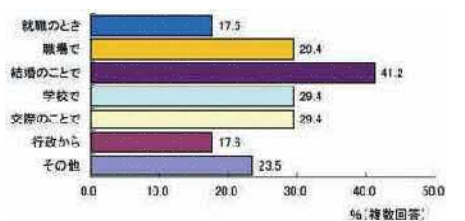


差別の状況

物心ついてから何らかの差別を受けたことがあると答えた人が23.2%、自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っていると答えた人が13.1%います。

最近3、4年において差別を受けたことがある又は他の人が受けたのを知っていると答えた人の割合の合計は2.5%であり、差別を受けた場面としては「結婚のことで」が41.2%、次いで「職場で」「学校で」「交際のことで」が29.4%などとなっています。

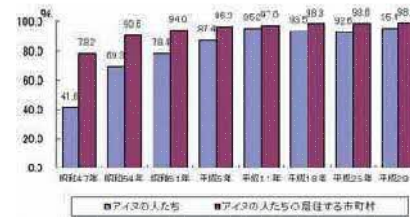
■最近3,4年において、どのような場面で差別を受けましたか



高校、大学進学率に格差

高校進学率は居住市町村の住民全体の98.8%に対して95.1%、大学進学率も45.8%に対して33.3%と低く、社会的な地位を向上する上で大切な教育面での格差が解消されていません。

■高校進学率



生活向上・文化振興に加え、 地域・観光振興を含む総合的な

政策の推進

4次にわたる「ウタリ福祉対策」と 3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の実施

戦後になると、社会福祉や公衆衛生、教育などの施策がしたいに充実され、旧土人保護法による施策の多くは、これらの中に組み入れられました。

しかし、アイヌの人たちは、激しく変化
する社会の中であって、社会的・経済
的に恵まれない状況にありました。

このため、北海道では昭和36年度から
アイヌの人たちの生活環境の改善、
住宅の整備、子弟教育の促進などの対
策を進めてきましたが、必ずしも十分で
はありませんでした。

そこで、昭和49年度から平成13年度ま
で4次にわたる「ウタリ福祉対策」を、平
成14年度からは3次にわたる「アイヌの人
たちの生活向上に関する推進方策」を策
定し、国などの協力を得ながら総合的に
施策を推進してきました。

「北海道アイヌ政策推進方策」の 策定

平成31年4月には、アイヌの人たちが先住
民族との認識を示した、「アイヌの人々の誇
りが尊重される社会を実現するための施
策の推進に関する法律(以下「アイヌ施策
推進法」という。)」が制定されました。

この法律は、従来の生活向上やアイヌ文
化振興に加え、地域振興、産業振興、観光
振興等を含めた施策を総合的かつ効果的
に推進し、アイヌの人たちの誇りが尊重さ
れる社会の実現に向けて、未来志向で継
続的に施策を進めることを、その方針とし
ています。

北海道としても、同年10月、アイヌ施策
推進法の規定に基づく「北海道におけるア
イヌ施策を推進するための方針」を策定
し、前述の「アイヌの人たちの生活向上に
関する推進方策(第3次)」が令和2年度
で終了することから、令和3年3月、「北海道
アイヌ政策推進方策」を策定し、これまで

の生活向上やアイヌ文化振興に加え、地
域振興、観光振興等を含めたアイヌ政策
を総合的に推進しています。

北海道アイヌ政策推進方策の 5つの施策

1 理解の促進

アイヌの人たちに対する差別については、共
生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反
するものであり、アイヌ施策推進法第4条にお
いても、アイヌの人たちに対する差別の禁止が
定められています。

偏見や差別がなくなり、アイヌの人たちの民
族としての誇りが尊重されるとともに、全ての
道民が相互に尊重し合う社会を実現していく
ためには、アイヌの人たちについて正しく理解
し、我が国に先住民族であるアイヌの人たちが
暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識
することが不可欠です。

このため、幅広い理解促進と知識の共有に
向けて、教育の充実を図るとともに、様々な機
会を通じた普及啓発を強化していきます。

2 生活の向上

教育の水準を高め、就労の安定や収入の向
上を図るなどして、アイヌの人たちが地域で豊
かに暮らし、地域における文化振興や伝承活
動にも支障を来すことがないようにすることが
重要です。

このため、未来を担う子どもたちへの教育の
充実や、就業に向けた職業訓練など雇用の安
定を図るとともに、アイヌの人たちが暮らす地
域において様々な活動拠点となる生活館の整
備をはじめ、生活しやすい環境づくりを進めます。

3 文化の振興

アイヌの人たちの民族としてのアイデンティ
ティ(帰属意識)の基盤ともいうべきアイヌ文

化の復興はもとより、次世代へ継承し、将来に
向けて創造・発展していくことが重要です。

このため、アイヌ文化の調査研究や伝承者
の育成など、保存・伝承や普及・啓発を促進す
るとともに、アイヌ文化の復興等に関するナ
ショナルセンターであるウポポイをはじめと
するアイヌ関連施設など、各地域の活動が活
性化するよう文化振興の基盤づくりを図って
いきます。

4 地域、産業及び観光の振興

アイヌの人たちが安定した暮らしを営み、地
域に密着した事業活動を継続していくため
には、地域経済の活性化を図り、多様な人材
が自らの能力を発揮し、安定的な所得が得ら
れる場を確保することが重要です。

また、アイヌの人たちと地域の人たちが協
力して、アイヌ文化を貴重な地域資源として
位置づけ、地域振興や観光振興に向けた取
組を進めていくことが不可欠です。

このため、販路拡大や担い手育成などア
イヌ伝統工芸等の振興やアイヌ文化を核と
した地域や観光の振興、農林漁業者・中小
企業者の生産基盤整備や経営の近代化など
産業振興を推進します。

5 多様な文化との交流促進

世界から学び、世界を舞台に活躍できる
人づくりを進めていくとともに、異なる文
化や考えを持つ人たちが、お互いを理解し
尊重することができる共生社会の実現を
図っていくことが重要です。

このため、国際交流をはじめアイヌの人
たちと異なる文化をもつ人たちの交流を
促進します。



生活館(平取町)



アイヌ民族文化祭